

2023年12月14日

食品衛生分科会

文書による報告事項  
に関する資料

(3) 文書による報告事項

① 食品中の農薬等の残留基準の一部改正について（食品健康影響評価の結果に変更がないもの等）	
・文書による報告事項の概要	3
・イソフェタミド（農薬の適用拡大申請）	5
・クロルフルアズロン（農薬の適用拡大申請）	11
・テブフェンピラド（農薬のインポートトレランス申請）	16
・フルオキサストロビン（農薬の適用拡大申請）	20
・フルキサメタミド（農薬の適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	23
・プロチオホス（農薬の適用拡大申請及び畜産物への基準値設定依頼）	28
・フロニカミド（農薬の適用拡大申請）	32
・ポリオキシシンD 亜鉛塩（農薬の適用拡大申請）	41
・1-メチルシクロプロペン（農薬の適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	43
・モサプリド（動物用医薬品の基準値設定依頼）	45
・ヒドロコルチゾン（動物用医薬品の暫定基準の見直し）	47
・エトパベート（動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準の見直し）	48

## 食品中の農薬等の残留基準の設定について

### ○文書による報告事項の概要

長期暴露評価：長期的な摂取量はいずれの品目・年齢等区分においても ADI（許容一日摂取量）の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。

短期暴露評価：ARfD（急性参照用量）が設定されている品目について、各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
イソフェタミド （農薬/殺菌剤）  （別紙 1）	適用拡大申請	はくさい、ブロッコリー等	ADI:0.053 mg/kg 体重/日 ARfD: 3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 20.5% 幼小児（1～6歳） 40.5% 妊婦 20.1% 高齢者（65歳以上） 22.1% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
クロルフルアズロン （農薬/殺虫剤）  （別紙 2）	適用拡大申請	キャベツ、ごぼう等	ADI:0.033 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 14.5% 幼小児（1～6歳） 31.1% 妊婦 12.5% 高齢者（65歳以上） 16.9%
テブフェンピラド （農薬/殺虫剤）  （別紙 3）	インポートトレランス申請	とうがらし	ADI:0.0082 mg/kg 体重/日 ARfD:0.15 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 11.4% 幼小児（1～6歳） 29.4% 妊婦 9.1% 高齢者（65歳以上） 13.3% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フルオキサストロピン （農薬/殺菌剤）  （別紙 4）	適用拡大申請	おうとう	ADI:0.015 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 11.2% 幼小児（1～6歳） 38.5% 妊婦 13.4% 高齢者（65歳以上） 11.6%
フルキサメタミド （農薬/殺虫剤）  （別紙 5）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	かぶ、にんにく等	ADI:0.0085 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 27.2% 幼小児（1～6歳） 43.8% 妊婦 22.7% 高齢者（65歳以上） 32.1%
プロチオホス （農薬/殺虫剤）  （別紙 6）	適用拡大申請及び畜産物への基準値設定	にんじん、にら等	ADI:0.0027 mg/kg 体重/日 ARfD:0.05 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 21.2% 幼小児（1～6歳） 57.2% 妊婦 15.0% 高齢者（65歳以上） 25.3% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フロニカミド （農薬/殺虫剤）  （別紙 7）	適用拡大申請	葉ごぼう	ADI:0.073 mg/kg 体重/日 ARfD:3 mg/kg 体重（国民全体） ARfD:1 mg/kg 体重（妊婦及び妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 19.8% 幼小児（1～6歳） 31.0% 妊婦 17.5% 高齢者（65歳以上） 23.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
ポリオキシン D 亜鉛塩 （農薬/殺菌剤、抗生物質）  （別紙 8）	適用拡大申請	アスパラガス	ADI:7.2 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 0.0% 幼小児（1～6 歳） 0.0% 妊婦 0.0% 高齢者（65 歳以上） 0.0%
1-メチルシクロプロペン （農薬/植物成長調整剤）  （別紙 9）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	ブロッコリー、トマト等	（参考） ADI:0.0041 mg/kg 体重/日	（参考） ○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 0.8% 幼小児（1～6 歳） 2.0% 妊婦 0.7% 高齢者（65 歳以上） 0.9%
モサプリド （動物用医薬品/消化器官用薬）  （別紙 10）	畜産物への基準値設定	畜産物（牛）	ADI:0.03 mg/kg 体重/日（モサプリドクエン酸塩として）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 1.7% 幼小児（1～6 歳） 6.9% 妊婦 2.3% 高齢者（65 歳以上） 1.4%
ヒドロコルチゾン （動物用医薬品/副腎皮質ホルモン）  （別紙 11）	暫定基準の見直し	変更なし	MOE <sup>注</sup> ：約 6,000 注）暴露マージン（Margin of Exposure） NOAEL 等の毒性指標と摂取量の大きさの違いを示す指標 ※ヒドロコルチゾンは生体内で分泌（15～25 mg/人/日）される。	
エトパベート （動物用医薬品及び飼料添加物/抗原虫剤、合成抗菌剤）  （別紙 12）	暫定基準の見直し	変更なし	MOE：9,600,000	
シンナムアルデヒド （農薬及び飼料添加物/殺菌剤、着香料）	対象外物質	該当なし	農薬及び飼料添加物として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。	

※別紙の答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。

農薬名 イソフェタミド

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
小豆類	0.09	0.09	○	0.09		
えんどう	0.09	0.09	○	0.09		
そら豆	0.09	0.09	○	0.09		
その他の豆類	0.09	0.09	○	0.09		
はくさい	7		申			0.58~3.91(n=6)
キャベツ	9	9	○			0.30~4.92(n=6)
カリフラワー	15		申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	15		申			2.62,3.81,4.93
その他のあぶらな科野菜	15		申			(ブロッコリー参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	90	80	○	7		23.0,28.2(リーフレタス)、 30.3(サラダ菜)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.6	0.6	○			0.04,0.16,0.28(根深ねぎ)、 <0.01,0.02,0.11(葉ねぎ)
トマト	6	6	○			1.27~2.40(n=6)(ミニトマト)
なす	2	2	○			0.32~1.10(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.39,0.45(¥)
すいか(果皮を含む。)	2		申			0.15~0.65(n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○			0.48,0.53,0.84
未成熟えんどう	20	20	○	0.6		1.46,11.2(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.6	0.6		0.6		
えだまめ	0.6	0.6		0.6		
その他の野菜	0.6	2		0.6		
みかん(外果皮を含む。)	7	7	○			1.65~2.85(n=6)
なつみかんの果実全体	4	4	○			0.88,1.41,1.51
レモン	3	7	○			0.47(かぼす)、1.33(すだち)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	4	7	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	3	7	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.6	0.6		0.6		
日本なし	0.6	0.6		0.6		
西洋なし	0.6	0.6		0.6		
マルメロ	0.6	0.6		0.6		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.6	0.6		0.6		
もも(果皮及び種子を含む。)	5	5	○	3		1.10,1.22,1.81
ネクタリン	3	3		3		
あんず(アブリコットを含む。)	3	3		3		
すもも(プルーンを含む。)	0.8	0.8		0.8		
うめ	8	8	○	3		0.77,2.69,3.46
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○	4		2.06,3.44(¥)
いちご	7	7	○	4		2.09,2.10,2.20
ラズベリー	4	4		3	4.0 米国	【0.202~1.59(＃)(n=5)(米国ラズベリー)】
ブラックベリー	4	4		3	4.0 米国	【ラズベリー参照】
ブルーベリー	5	5		4	5.0 米国	【0.184~3.59(＃)(n=10)(米国ブルーベリー)】
クランベリー	5	5		4	5.0 米国	【ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	5	5		4	5.0 米国	【ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	10	10		4	10.0 米国	【キウイー(果皮を含む。))参照】
ぶどう	10	10	○	3		0.96(大粒ぶどう),4.93(小粒ぶどう)(¥)
かき	1	1	○	0.6		0.04~0.49(n=6)
キウイー(果皮を含む。)	10	10		3	10.0 米国	【<0.01,0.889,3.80(＃)(米国キウイー)】
パッションフルーツ	10	10			10.0 米国	【キウイー(果皮を含む。))参照】
その他の果実	10	10			10.0 米国	【キウイー(果皮を含む。))参照】
ごまの種子	0.02	0.02			0.015 米国	【なたね参照】
なたね	0.02	0.02		0.01	0.015 米国	【<0.01~0.0111(n=17)(米国なたね)】



答申（案）

イソフェタミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

イソフェタミド

今回残留基準値を設定する「イソフェタミド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあってはイソフェタミドのみとし、畜産物にあってはイソフェタミド及び代謝物C【2-{3-メチル-4-[2-メチル-2-(3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド)プロピオニル]フェノキシ}プロピオン酸】とする。ただし、代謝物Cはイソフェタミドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.09
えんどう	0.09
そら豆	0.09
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.09
はくさい	7
キャベツ	9
カリフラワー	15
ブロッコリー	15
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	90
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.6
トマト	6
なす	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	2
メロン類果実（果皮を含む。）	2
未成熟えんどう	20
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.6
その他の野菜 <sup>注4)</sup>	0.6
みかん（外果皮を含む。）	7
なつみかんの果実全体	4
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	7
グレープフルーツ	4
ライム	3
その他のかんきつ類果実 <sup>注5)</sup>	7
りんご	0.6
日本なし	0.6

食品名	残留基準値 ppm
西洋なし	0.6
マルメロ	0.6
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.8
うめ	8
おうとう（チェリーを含む。）	10
いちご	7
ラズベリー	4
ブラックベリー	4
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 <sup>注6)</sup>	10
ぶどう	10
かき	1
キウイー（果皮を含む。）	10
パッションフルーツ	10
その他の果実 <sup>注7)</sup>	10
ごまの種子	0.02
なたね	0.02
その他のオイルシード <sup>注8)</sup>	0.02
アーモンド	0.01
その他のスパイス <sup>注9)</sup>	40
その他のハーブ <sup>注10)</sup>	0.02
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注11)</sup> の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.07
豚の肝臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 <sup>注12)</sup>	0.07
豚の食用部分	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注13)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 クロルフルアズロン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.01,0.04(¥)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
てんさい		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	0.03	○			<0.01(n=4)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.6	0.7	○			0.08~0.29(n=4)
はくさい	0.3	0.3	○			0.08,0.09,0.11
キャベツ	0.4	0.1	○・申			0.04~0.17(n=6)
カリフラワー	0.3	0.3	○			<0.1,<0.1(¥)
ブロッコリー	0.2	0.2	○			<0.01,0.03(¥)
ごぼう	0.01		申			<0.01(n=3)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2	○			0.06,0.60(¥)
その他のきく科野菜	1	1	○			0.34,0.48(¥)(ふき)
ねぎ(リーキを含む。)	0.3	0.5	○			0.06(葉ねぎ),0.02,0.13(根深ねぎ)
わけぎ	0.3	0.3	○			0.02,0.04,0.10
トマト	1	1	○			0.26,0.32(¥)(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.08,0.34(¥)
なす	0.5	0.5	○			0.06,0.18(¥)
その他のなす科野菜	2	2	○			0.30,0.58(¥)(ししとう)
すいか		0.05	○			
すいか(果皮を含む。)	0.2		○			0.01,0.02,0.05
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		○			0.04,0.04,0.09
オクラ	0.5	0.5	○			0.08,0.12(¥)
未成熟えんどう	0.7	0.7	○			0.07,0.23(¥)
未成熟いんげん	2	2	○			0.31,0.53(¥)
えだまめ	1	1	○			0.42,0.49(¥)
その他の野菜	2	2	○			0.4,0.6(¥)(むかご)
りんご	2	2	○			0.64,1.00(¥)
日本なし	0.8	0.8	○			0.04~0.48(n=8)
西洋なし	0.8	0.8	○			(日本なし参照)
もも		0.05	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	0.5		○			0.04,0.14(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	0.4	0.5	○			0.06~0.21(n=4)
いちご	0.5	0.5	○			0.10,0.11(¥)
ぶどう	1	1	○			0.05,0.46(¥)
かき	0.5	0.5	○			0.08,0.16(¥)
茶	5	10	○			0.72~2.48(n=4)※1
その他のハーブ	2	2	○			0.58,0.58(¥)(しそ)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.01	0.02				推:0.010 (牛の筋肉参照)
豚の筋肉	0.01	0.02				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.02				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.2	0.4				推:0.195
豚の脂肪	0.2	0.4				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.4				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.03				推:0.016
豚の肝臓	0.02	0.03				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.03				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.02				推:<0.010
豚の腎臓	0.01	0.02				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.02				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02	0.03				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.02	0.03				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.03				(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.03				推:0.013
鶏の筋肉	0.04	0.02				推:0.038
その他の家きんの筋肉	0.04	0.02				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.3	0.2				推:0.289
その他の家きんの脂肪	0.3	0.2				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.04	0.02				推:0.038
その他の家きんの肝臓	0.04	0.02				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.04	0.02				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.04	0.02				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.04	0.02				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.04	0.02				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.04	0.02				推:0.039
その他の家きんの卵	0.04	0.02				(鶏の卵参照)
はちみつ	0.05	0.05				※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※1)茶については、プロポーショナルリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、5.0%クロルフルアズロン乳剤2000倍散布を基に換算した。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

クロルフルアズロンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

クロルフルアズロン

今回残留基準値を設定する「クロルフルアズロン」の規制対象は、クロルフルアズロンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
かんしょ	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.6
はくさい	0.3
キャベツ	0.4
カリフラワー	0.3
ブロッコリー	0.2
ごぼう	0.01
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2
その他のきく科野菜 <sup>注1)</sup>	1
ねぎ（リーキを含む。）	0.3
わけぎ	0.3
トマト	1
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注2)</sup>	2
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
オクラ	0.5
未成熟えんどう	0.7
未成熟いんげん	2
えだまめ	1
その他の野菜 <sup>注3)</sup>	2
りんご	2
日本なし	0.8
西洋なし	0.8

食品名	残留基準値 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	0.4
いちご	0.5
ぶどう	1
かき	0.5
茶	5
その他のハーブ <sup>注4)</sup>	2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注5)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注6)</sup>	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02
鶏の筋肉	0.04
その他の家きん <sup>注7)</sup> の筋肉	0.04
鶏の脂肪	0.3
その他の家きんの脂肪	0.3
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
その他の家きんの腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04

食品名	残留基準値 ppm
はちみつ	0.05

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注5) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注7) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小豆類	0.2	0.2	○			0.01,0.04(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
トマト	0.8	0.8			0.8 EU	【0.169~0.334(n=8)(EUトマト)】
なす	0.5	0.5	○			0.08,0.18(¥)
その他のなす科野菜	0.5		IT		0.5 韓国	【0.123,0.197,0.233(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.5	○		0.3 EU	【<0.05~0.189(n=8)(EUきゅうり)】
すいか		0.05	○			
すいか(果皮を含む。)	0.07		○			0.02,0.02,0.03
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		○			0.05,0.06,0.06
その他の野菜	3	3			5 韓国	【0.68,1.49(¥)(#)(韓国えごま(葉))】※1
みかん		0.05	○			
みかん(外果皮を含む。)	1		○			0.33,0.36(¥)
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○			0.17,0.22(¥)
レモン	0.5	1	○			0.14,0.16(ゆず)、0.18(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	0.7	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.5	1	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	1	1	○			0.15~0.40(n=4)
日本なし	0.5	0.5	○			0.14,0.14(¥)
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも		0.03	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	1		○			0.263~0.383(n=4)
ネクタリン	0.4	0.4			0.4 EU	【0.077~0.162(n=5)(EUもも)】
あんず(アブリコットを含む。)	0.4	0.4			0.4 EU	【ネクタリン参照】
すもも(プルーンを含む。)		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			<0.01~0.59(n=4)
いちご	1	1	○			0.44,0.48(¥)
ラズベリー		0.2				
その他のベリー類果実		2				
ぶどう	0.5	0.5	○			0.08,0.18(¥)
かき	0.3	0.3	○			0.07,0.07(¥)
パパイヤ	0.5	0.5	○			0.04,0.14(¥)
マンゴー	0.2	0.2	○			0.05,0.05(¥)
その他の果実	0.3	0.3	○			0.06,0.10(¥)(いちじく)
茶	2	2	○			0.36,0.51(¥)(荒茶)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5	○			1.04,2.23(¥)(みかん果皮)
はちみつ	0.05					※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○:既に、国内において登録等がされているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1) えごまについては、プロポーシヨナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、えごまは10.0%乳剤2000倍散布を基に換算した。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

テブフェンピラドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

テブフェンピラド

今回残留基準値を設定する「テブフェンピラド」の規制対象は、テブフェンピラドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
トマト	0.8
なす	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注2)</sup>	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.07
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
その他の野菜 <sup>注3)</sup>	3
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>注4)</sup>	1
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	0.4
あんず（アプリコットを含む。）	0.4
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	1
ぶどう	0.5
かき	0.3
パパイヤ	0.5
マンゴー	0.2
その他の果実 <sup>注5)</sup>	0.3
茶	2

食品名	残留基準値 ppm
その他のスパイス <sup>注6)</sup>	5
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

## 農薬名 フルオキサストロビン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.2			0.15 米国	【<0.01~0.11(#)(n=25)(米国小麦)】
大麦	0.4	0.4			0.40 米国	【0.0139~0.248(#)(n=12)(米国大麦)】
とうもろこし	0.02	0.02			0.02 米国	【<0.02(n=21)(米国とうもろこし)】
その他の穀類	2	2			1.5 米国	【0.05~0.88(#)(n=9)(米国ソルガム)】
大豆	0.05	0.05			0.05 米国	【<0.02~0.031(#)(n=20)(米国大豆)】
小豆類	0.2	0.2			0.20 米国	【<0.01~0.141(n=11)(米国えんどうまめ)】
えんどう	0.2	0.2			0.20 米国	【小豆類参照】
そら豆	0.2	0.2			0.20 米国	【小豆類参照】
その他の豆類	0.2	0.2			0.20 米国	【小豆類参照】
ばれいしょ	0.01	0.01			0.010 米国	【<0.01(n=27)(米国ばれいしょ)】
りんご	1	1	○			0.09~0.50(n=6)
日本なし	0.6	0.6	○			0.06~0.31(n=6)
西洋なし	0.6	0.6	○			(日本なし参照)
おうとう(チェリーを含む。)	1		申			0.33,0.35(¥)
いちご	2	2			1.9 米国	【0.183~0.986(#)(n=8)(米国いちご)】
ぶどう	2	2	○			0.24,0.33,0.96
なたね	0.7	0.7			0.70 米国	【0.0127~0.538(n=16)(米国なたね)】
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05 米国	【推:0.034】
豚の筋肉	0.02	0.02				【推:<0.02】
牛の脂肪	0.1	0.1			0.10 米国	【推:0.081】
豚の脂肪	0.03	0.03			0.03 米国	【推:<0.02】※1
牛の肝臓	0.2	0.2			0.20 米国	【牛の腎臓参照】
豚の肝臓	0.06	0.06			0.06 米国	【豚の腎臓参照】
牛の腎臓	0.2	0.2			0.20 米国	【推:0.122】
豚の腎臓	0.06	0.06			0.06 米国	【推:<0.02】※1
牛の食用部分	0.2	0.2			0.20 米国	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.06	0.06			0.06 米国	【豚の腎臓参照】
乳	0.03	0.03			0.03 米国	【推:<0.02】※1
はちみつ	0.05	0.05				※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

推:推定される残留濃度

※1)豚の脂肪及び腎臓、乳については、基準値設定当時の米国の試験法の定量限界(筋肉、脂肪及び乳は0.01 mg/kg、肝臓及び腎臓0.02 mg/kg)の合計(筋肉、脂肪及び乳は<0.03 mg/kg、肝臓及び腎臓<0.06 mg/kg)が米国基準値の根拠となっている。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

フルオキサストロビンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルオキサストロビン

今回基準値を設定する「フルオキサストロビン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつてはフルオキサストロビン及び代謝物Z異性体【(Z)-{2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}(5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)メタノンO-メチルオキシム】とし、畜産物にあつてはフルオキサストロビン、代謝物Z異性体及び代謝物M55【6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロ-4-ピリミジオール】とする。ただし、代謝物Z異性体及び代謝物M55はフルオキサストロビンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.4
とうもろこし	0.02
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	2
大豆	0.05
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.2
ばれいしょ	0.01
りんご	1
日本なし	0.6
西洋なし	0.6
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	2
ぶどう	2
なたね	0.7
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.06

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.06
牛の食用部分 <sup>注4)</sup>	0.2
豚の食用部分	0.06
乳	0.03
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

## 農薬名 フルキサメタミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01(未成熟とうもろこし)
大豆	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
小豆類	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
えんどう	0.01	0.01	○			(大豆参照)
そら豆	0.01	0.01	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.01	0.01	○			(大豆参照)
さといも類(やつかしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.07	0.07	○			<0.01~0.03(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	7	7	○			0.76~3.64(n=6)
かぶ類の根	0.1		申			0.03,0.04,0.04
かぶ類の葉	8		申			0.98,3.12,3.32
はくさい	0.8	0.8	○			0.08~0.42(n=6)
キャベツ	1	1	○			0.02~0.53(n=6)
ケール	2	2	○			(きょうな参照)
こまつな	2	2	○			0.32,0.46,0.72
きょうな	2	2	○			0.62,0.65(¥)
チンゲンサイ	2	2	○			0.10,0.28,0.86
カリフラワー	2	2	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	2	2	○			0.16,0.26,0.82
その他のあぶらな科野菜	2	2	○			(きょうな参照)
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	10	10	○			1.50,2.48(サラダ菜)、 4.39,5.22(リーフレタス)
その他のさく科野菜	10	10	○			3.98,4.12(¥)(食用ぎく)
たまねぎ	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.02~0.57(n=6)(根深ねぎ、葉ねぎ)
にんにく	0.05		申			<0.01,<0.01(¥)
にら	6	6	○			0.96,1.18,2.60
アスパラガス	1	1	○			0.16,0.46(¥)
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(らっきょう)
トマト	1	1	○			0.23~0.48(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.17,0.39,0.60
なす	0.3	0.3	○			0.06~0.13(n=6)
その他のなす科野菜	4		申・IT			0.46,1.80(ししとう)、0.56(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.4	○			0.05~0.22(n=6)
すいか(果皮を含む。)	0.2	0.2	○			0.03~0.08(n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.4	0.4	○			0.10,0.10,0.17
オクラ	2	2	○			0.27,0.54(¥)
しょうが	0.02	0.02	○			<0.01,<0.01,0.01
未成熟えんどう	3	3	○			0.16,1.37(¥)
未成熟いんげん	2	2	○			0.44,0.46,0.67
えだまめ	4	4	○			0.26,0.48,1.67
その他の野菜	4	4	○			(えだまめ参照)
みかん(外果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.14~0.36(n=6)
なつみかんの果実全体	0.5	0.7	○			0.07,0.13,0.22
レモン	0.5	0.7	○			0.03(すだち)、0.07(かぼす)、 0.19(ゆず)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	0.5	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ライム	0.5	0.7	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			(みかん(外果皮を含む。))参 照)
もも(果皮及び種子を含む。)	0.3	0.3	○			0.05,0.11,0.13
ネクタリン	0.3	0.3	○			(もも(果皮及び種子を含む。)) 参照)
あんず(アブリコットを含む。)	0.9	0.9	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,0.01(¥)
うめ	0.9	0.9	○			0.17,0.22,0.46
いちご	1	1	○			0.23,0.32,0.48
ぶどう	0.7	0.7	○			0.19,0.19,0.30
その他の果実	0.7	0.7	○			0.22,0.30(¥)(いちじく)
茶	6	6	○			0.54~2.97(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	4	4	○			0.72~1.66(n=6)(みかんの果 皮)
その他のハーブ	20	20	○			10.6,13.4(¥)(しそ(葉))
魚介類	0.09	0.09				推:0.082
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートライセンス申請されたもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

フルキサメタミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルキサメタミド

今回残留基準値を設定する「フルキサメタミド」の規制対象は、フルキサメタミドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.01
えんどう	0.01
そら豆	0.01
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.07
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	7
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	8
はくさい	0.8
キャベツ	1
ケール	2
こまつな	2
きょうな	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	10
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.05
にら	6
アスパラガス	1
その他のゆり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.05
トマト	1
ピーマン	2

食品名	残留基準値 ppm
なす	0.3
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	4
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.4
すいか (果皮を含む。)	0.2
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.4
オクラ	2
しょうが	0.02
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	2
えだまめ	4
その他の野菜 <sup>注7)</sup>	4
みかん (外果皮を含む。)	0.7
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>注8)</sup>	0.7
もも (果皮及び種子を含む。)	0.3
ネクタリン	0.3
あんず (アプリコットを含む。)	0.9
すもも (プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.9
いちご	1
ぶどう	0.7
その他の果実 <sup>注9)</sup>	0.7
茶	6
その他のスパイス <sup>注10)</sup>	4
その他のハーブ <sup>注11)</sup>	20
魚介類	0.09
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.03	0.05	○			<0.005~0.016(n=5)
小豆類	0.03	0.03	○			<0.005,0.006(¥)
らっかせい	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(#)(¥)
ばれいしょ	0.02	0.02	○			<0.004,0.004(¥)
かんしょ	0.05	0.05	○			0.004,0.011(¥)
てんさい	0.5	0.5	○			0.072,0.136(¥)
さとうきび	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
キャベツ	0.03	0.03	○			<0.006,<0.006(#)(¥)
ごぼう	0.08	0.1	○			<0.005~0.04(#)(n=5)
たまねぎ	0.1	0.1	○			<0.005,0.014(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.138~0.712(n=6)
にんにく	0.1	0.03	○・申			<0.02,<0.02(¥)
にら	2	0.2	○・申			(ねぎ(リーキを含む。))参照
わけぎ	2		申			(ねぎ(リーキを含む。))参照
その他のゆり科野菜	2	0.2	○・申			(ねぎ(リーキを含む。))参照
にんじん	0.2		申			0.014~0.105(n=8)
みかん(外果皮を含む。)	3	2	○			0.197,0.607,1.078
日本なし	0.1	0.2	○			0.016~0.044(#)(n=4)
西洋なし	0.1	0.2	○			(日本なし参照)
いちご	0.3	0.3	○			0.049,0.098(#)(¥)
ぶどう	0.8	1	○			0.056,0.170,0.342(#)
かき	0.2	0.2	○			0.020~0.068(n=4)
くり	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(¥)
茶	5	5	○			1.43,2.55(¥)
その他のスパイス	15	10	○			0.804,3.30,5.58(みかんの果皮)
その他のハーブ	2		申			(ねぎ(リーキを含む。))参照
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.01
豚の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:<0.01
豚の肝臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:<0.01
豚の腎臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(豚の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)



答申（案）

プロチオホスについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

プロチオホス

今回残留基準値を設定する「プロチオホス」の規制対象は、プロチオホスのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.03
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.03
らっかせい	0.02
ばれいしょ	0.02
かんしょ	0.05
てんさい	0.5
さとうきび	0.05
キャベツ	0.03
ごぼう	0.08
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.1
にら	2
わけぎ	2
その他のゆり科野菜 <sup>注2)</sup>	2
にんじん	0.2
みかん（外果皮を含む。）	3
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
いちご	0.3
ぶどう	0.8
かき	0.2
くり	0.01
茶	5
その他のスパイス <sup>注3)</sup>	15
その他のハーブ <sup>注4)</sup>	2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注5)</sup> の筋肉	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注6)</sup>	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注5) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

## フロニカミド

食品名	基準値 案 <sup>注1)</sup> ppm	基準値 現行 <sup>注1)</sup> ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 <sup>注2)</sup> ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	5	5	○	2		1.06,1.83(¥)
とうもろこし	0.4	0.4	○			0.09~0.21(n=4)(未成熟とうもろこし)
大豆	5	5	○			1.14,1.53(¥)
小豆類	5	5	○	0.7		1.99,2.17(¥)(小豆)
えんどう	5	5		5		
そら豆	0.7	0.7		0.7		
その他の豆類	5	5		5		
ばれいしょ	0.3	0.3	○	0.2		<0.04~0.15(n=8)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.2	○			<0.04,0.04(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			<0.04,0.05(¥)
こんにゃくいも	0.07	0.07	○			<0.04,<0.04,0.04
その他のいも類	0.2	0.2				【0.047~0.115(n=16)(米国ばれいしょ)】
てんさい	0.6	0.6	○			0.16,0.20,0.21
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.7	0.7	○	0.7		【0.065~0.355(#)(n=5)(米国だいこん(根))】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	20	○	20		
かぶ類の根	0.6	0.6				【かぶ類の根参照】
かぶ類の葉	20	20		20		
西洋わさび	0.6	0.6				
クレソン	20	20		20		
はくさい	20	20	○	20		
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	2		2		
ケール	20	20	○	20		
こまつな	20	20	○	20		
きょうな	20	20	○	20		
チンゲンサイ	20	20	○	20		
カリフラワー	2	2	○	2		
ブロッコリー	5	5	○	2		1.35,1.53(¥)
その他のあぶらな科野菜	20	20	○	20		
ごぼう	0.6	0.6	○			【かぶ類の根参照】
サルシフィー	0.6	0.6				【かぶ類の根参照】
チコリ	0.6	0.6				【かぶ類の根参照】
エンダイブ	3	3	○			0.72,1.08(¥)
しゅんぎく	15	15	○			3.36,3.45,3.71
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○	8		1.23~7.64(n=4)(リーフレタス、サラダ菜)
その他のきく科野菜	5	2	○・申			0.96,1.94(¥)(葉ごぼう)
たまねぎ	0.3	0.3	○			0.04,0.06(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			1.01(#),1.04(#)(¥)
アスパラガス	2	2	○			0.49,0.93(¥)
にんじん	0.6	0.6				【かぶ類の根参照】
パースニップ	0.6	0.6				【かぶ類の根参照】
パセリ	15	15	○			4.21,8.04(¥)
セロリ	4	4	○	2		0.94,0.94,1.22
みつば	5	5	○			1.59,2.70(¥)
その他のせり科野菜	2	2				【0.396~0.998(n=6)(米国セルリー)】

フロニカミド

食品名	基準値 案 <sup>注1)</sup> ppm	基準値 現行 <sup>注1)</sup> ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 <sup>注2)</sup> ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	2	2	○	0.6		0.45,0.92(¥)(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	0.6		1.08,1.18(¥)
なす	3	3	○	0.6		0.96,1.16(¥)
その他のなす科野菜	5	5	○	0.6		1.60,2.00(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.5		0.35~0.52(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○	0.5		0.46,0.56,0.57
しろうり	1	1	○	0.5		0.30,0.34(¥)
すいか(果皮を含む。)	2	2	○	0.5		0.58,0.87(¥)(大玉)
メロン類果実	2	2	○			0.83,0.90(¥)
まくわうり(果皮を含む。)	0.5	0.5		0.5		
その他のうり科野菜	3	3	○	0.5		0.58,1.03(¥)(漬物用メロン)
ほうれんそう	20	20	○	20		
オクラ	10	10	○	0.6		2.85,3.84(¥)
未成熟えんどう	2	2	○	2		0.84,0.85(¥)
未成熟いんげん	4	4	○	2		0.74~1.61(n=4)
えだまめ	5	5	○			1.39,1.91(¥)
その他の野菜	3	3	○	0.8		0.93,1.40(¥)(おかひじき)
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○			0.34~0.74(n=6)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.15,0.52(¥)(#)
レモン	3	3	○	§ 1.5		1.12(¥)(すだち),1.06(¥)(かぼす)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	3	○	§ 0.4		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	2	3	○	§ 0.3		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	3	3	○	§ 1.5		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○	§ 1.5		(レモン参照)
りんご	0.8	0.8	○	0.8		
日本なし	0.8	0.8	○	0.8		
西洋なし	0.8	0.8	○	0.8		
マルメロ	0.8	0.8		0.8		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.8	0.8		0.8		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.8	0.8	○	0.8		
ネクタリン	1	1	○	0.8		0.21,0.42(¥)
あんず(アプレコットを含む。)	2	2	○	0.8		(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		0.08,0.09(¥)
うめ	2	2	○	0.8		0.33~0.82(n=4)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	1.5		0.63,0.92(¥)
いちご	2	2	○	1.5		
クランベリー	2	2		1.5		
その他のベリー類果実	2	2		1.5		
ぶどう	6	6	○			1.56~2.01(n=4)
かき	0.8	0.8	○	0.8		
マンゴー	3	3	○			0.76,1.17(¥)
その他の果実	0.8	0.8		0.8		
綿実	0.7	0.7		0.7		
なたね	2	2		1.5		

食品名	基準値 案 <sup>注1)</sup> ppm	基準値 現行 <sup>注1)</sup> ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 <sup>注2)</sup> ppm	国/地域 基準値 ppm	
くり	0.1	0.1				【<0.031～0.062 (n=5) (米国 アーモンド)】 【くり参照】
ペカン	0.1	0.1		0.04		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1				【くり参照】
その他のナッツ類	0.5	0.5				【0.132,0.191(¥) (米国ピスタチ オ)】
茶	40	40	○			18.7,25.5(¥)(荒茶)
ホップ	20	20		20		
その他のスパイス	8	8	○	§ 1.5		1.50～4.48(n=6)(みかんの果 皮)
その他のハーブ	20	20	○	20		【2.24～9.70(n=8) (米国からし な)】
牛の筋肉	0.2	0.2		0.15		推:0.148
豚の筋肉	0.2	0.2		0.15		(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.15		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		推:0.035
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		推:0.169
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.4	0.4		0.4		推:0.360
豚の腎臓	0.4	0.4		0.4		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	0.4		0.4		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.4	0.4		0.4		(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.4	0.4		0.4		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4		0.4		(牛の腎臓参照)
乳	0.2	0.2		0.15		推:0.089
鶏の筋肉	0.1	0.1		0.1		推:0.124
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1		0.1		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.07	0.07		0.05		推:0.068
その他の家きんの脂肪	0.07	0.07		0.05		(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.1		0.1		推:0.127
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1		0.1		(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.1	0.1		0.1		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1		0.1		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1		0.1		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1		0.1		(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.2	0.2		0.15		推:0.195
その他の家きんの卵	0.2	0.2		0.15		(鶏の卵参照)

フロニカミド

食品名	基準値 案 <sup>注1)</sup> ppm	基準値 現行 <sup>注1)</sup> ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 <sup>注2)</sup> ppm	国/地域 基準値 ppm	
はちみつ	0.05					注3)
トマトペースト	15	15		7		注4)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推: 推定される残留濃度

注1) 基準値案及び基準値現行は、農作物はフロニカミド、代謝物C及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和、畜産物はフロニカミド、代謝物D及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和から算出した。

注2) 国際基準の規制対象は農産物にあつてはフロニカミドのみ、畜産物にあつてはフロニカミド及び代謝物Dをフロニカミドに換算したものの和であることから、今回の規制対象である農産物にあつてはフロニカミド、代謝物C及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和に相当する値、畜産物にあつてはフロニカミド、代謝物D及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和に相当する値として、JMPRの評価書の作物残留試験結果又は家畜残留試験結果より基準値相当値を算出した。

§: かんきつ類については代謝物C及び代謝物Eの測定値が出されていないため、国際基準値として公表されている値を記載した。

注3) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

注4) 加工食品である「トマトペースト」の基準値案については、加工係数をJMPRよりフロニカミドは16.1、代謝物Cは2.8及び代謝物Eは1.0として作物残留試験成績より設定した。日本農林規格に規定するものに限る。

答申（案）

フロニカミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フロニカミド

今回残留基準値を設定する「フロニカミド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつてはフロニカミド、代謝物C【N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシン】及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチン酸】とし、畜産物にあつてはフロニカミド、代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】及び代謝物Eとする。ただし、代謝物C、代謝物D及び代謝物Eはフロニカミドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	5
とうもろこし	0.4
大豆	5
小豆類 <sup>注1)</sup>	5
えんどう	5
そら豆	0.7
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	5
ばれいしょ	0.3
さといも類（やつがしらを含む。）	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.2
こんにゃくいも	0.07
その他のいも類 <sup>注3)</sup>	0.2
てんさい	0.6
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
かぶ類の根	0.6
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.6
クレソン	20
はくさい	20
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	2
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注4)</sup>	20

食品名	残留基準値 ppm
ごぼう	0.6
サルシフィー	0.6
チコリ	0.6
エンダイブ	3
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20
その他のきく科野菜 <sup>注5)</sup>	5
たまねぎ	0.3
ねぎ（リーキを含む。）	3
アスパラガス	2
にんじん	0.6
パースニップ	0.6
パセリ	15
セロリ	4
みつば	5
その他のせり科野菜 <sup>注6)</sup>	2
トマト	2
ピーマン	3
なす	3
その他のなす科野菜 <sup>注7)</sup>	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2
しろうり	1
すいか（果皮を含む。）	2
メロン類果実	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜 <sup>注8)</sup>	3
ほうれんそう	20
オクラ	10
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	4
えだまめ	5
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	3

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	3
その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	3
りんご	0.8
日本なし	0.8
西洋なし	0.8
マルメロ	0.8
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8
もも（果皮及び種子を含む。）	0.8
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	0.3
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	2
クランベリー	2
その他のベリー類果実 <sup>注11)</sup>	2
ぶどう	6
かき	0.8
マンゴー	3
その他の果実 <sup>注12)</sup>	0.8
綿実	0.7
なたね	2
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 <sup>注13)</sup>	0.5
茶	40
ホップ	20
その他のスパイス <sup>注14)</sup>	8
その他のハーブ <sup>注15)</sup>	20

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注16)</sup> の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.4
豚の腎臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4
牛の食用部分 <sup>注17)</sup>	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.2
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん <sup>注18)</sup> の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.07
その他の家きんの脂肪	0.07
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
はちみつ	0.05
トマトペースト	15

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注14) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 ポリオキシシンド亜鉛塩

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
キャベツ	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1(#)※1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1(かきちしや)、 <0.1(たちちしや)、 <0.1(美味タス)※1
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1※1
アスパラガス	0.5		申			0.14,0.15(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1(#)※1
りんご	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05(#)※2
はちみつ	0.05					※3

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(＃): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(＼): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1: 微生物学的力価試験法による結果であることを考慮し、定量下限値を基準値案とした。

※2: 農薬の使用方法から極めて残留が低いと考えられるものの、微生物学的力価試験法による結果であることを考慮し、定量下限値を基準値案とした。

※3: 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

## 答申（案）

ポリオキシシンド亜鉛塩については、以下のとおり食品中の農薬の残留基準値を設定することが妥当である。

### ポリオキシシンド亜鉛塩

今回残留基準値を設定する「ポリオキシシンド亜鉛塩」の規制対象は、ポリオキシシンドとする。なお、微生物学的力価試験法では、ポリオキシシン複合体も、ポリオキシシンドの測定によって検出される可能性があることから、食品衛生法第13条違反の判断の際には、ポリオキシシン複合体の検査を実施する等、ポリオキシシン複合体の使用履歴等について十分に確認すること。

食品名	残留基準値 ppm
キャベツ	0.1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	0.1
アスパラガス	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1
りんご	0.05
はちみつ	0.05

## 農薬名 1-メチルシクロプロペン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.01	0.01	○			<0.01
ブロッコリー	0.01		申			<0.01
にんじん	0.01		IT		※1 豪州	【くん蒸(豪州)】※2
トマト	0.01		IT		※1 豪州	【くん蒸(豪州)】※2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01		IT		※1 豪州	【くん蒸(豪州)】※2
メロン類果実(果皮を含む。)	0.01		IT		※1 豪州	【くん蒸(豪州)】※2
りんご	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01(#)
日本なし	0.01	0.01	○			<0.01(#)
西洋なし	0.01	0.01	○			(日本なし参照)
ネクタリン	0.01		IT		※1 豪州	【くん蒸(豪州)】※2
あんず(アプリコットを含む。)	0.01		IT		※1 豪州	【くん蒸(豪州)】※2
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.01	0.01	○			<0.01(#)
かき	0.01	0.01	○			<0.01
バナナ	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01(#)
キウイ(果皮を含む。)	0.01	0.01	○			<0.01(#)
アボカド	0.01		IT		※1 豪州	【0.0045(#)】

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートレランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

※1豪州に登録はあるものの、基準値は免除されている。

※2豪州において登録されたくん蒸条件における残留試験結果からりんご及びアボカドの最大残留濃度が0.01 mg/kg 未満であることから、にんじん、トマト、きゅうり、メロン、ネクタリン及びあんずについても最大残留濃度が0.01 mg/kg 未満であることが推定された。

答申（案）

1-メチルシクロプロペンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

1-メチルシクロプロペン

今回残留基準値を設定する「1-メチルシクロプロペン」の規制対象は、1-メチルシクロプロペンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.01
ブロッコリー	0.01
にんじん	0.01
トマト	0.01
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	0.01
りんご	0.01
日本なし	0.01
西洋なし	0.01
ネクタリン	0.01
あんず（アプリコットを含む。）	0.01
すもも（プルーンを含む。）	0.01
かき	0.01
バナナ	0.01
キウイ（果皮を含む。）	0.01
アボカド	0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01 0.04	0.01 0.04	※ ○			<0.009(n=4)(最終投与1日後) 推:0.032(n=3)(馬)(最終投与1日後)
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01 0.2	0.01 0.2	※ ○			<0.009(n=4)(最終投与1日後) 推:0.15(n=3)(馬)(最終投与1日後)
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3 0.7	0.3 0.7	※ ○			推:0.26(n=4)(最終投与1日後) 推:0.64(n=3)(馬)(最終投与1日後)
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.4	0.2 0.4	※ ○			推:0.14(n=4)(最終投与1日後) 推:0.35(n=3)(馬)(最終投与1日後)
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3 0.7	0.3 0.7	※ ○			(牛の肝臓参照) (その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照)
乳	0.07	0.01	※・申			推:0.062(n=4)(最終投与6時間後)

太枠：本基準（暫定基準以外の基準）を見直した基準値

○：既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

※：国内において動物用医薬品として承認手続き中のもの

申：動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推：推定される残留濃度

## 答申（案）

モサプリドについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

### モサプリド

今回残留基準値を設定する「モサプリド」の規制対象は、モサプリド及び代謝物M-1【デス-*p*-フルオロベンジルモサプリド】とする。ただし、代謝物M-1はモサプリドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.04
牛の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.7
牛の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.7
乳	0.07

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙11）

ヒドロコルチゾンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

ヒドロコルチゾン

今回残留基準値を設定する「ヒドロコルチゾン」の規制対象は、ヒドロコルチゾンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
乳	0.01

エトパベートについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品及び飼料添加物の残留基準を設定することが適当である。

エトパベート

今回残留基準値を設定する「エトパベート」の規制対象は、エトパベートのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉 その他の家きん <sup>注1)</sup> の筋肉	0.04 5
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.04 5
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.04 20
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.04 20
鶏の食用部分 <sup>注2)</sup> その他の家きんの食用部分	0.04 20

注1) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。